

## 鳥取県告示第123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業名和2期地区農業用排水及び区画整理）に係る土地改良事業計画を変更し、及び事業の一部を廃止したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書（工種：農業用排水）の写し

土地改良事業廃止処理計画書（工種：区画整理）の写し

### 2 縦覧に供する期間

平成25年2月26日から同年3月18日まで

### 3 縦覧に供する場所

大山町役場

### 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画又は土地改良事業廃止処理計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。